

第36回 外務員等資格試験制度に関するワーキング・グループ

2019年9月24日（火）

議 案

1. 総合取引所の創設に伴う外務員等資格試験制度の見直しについて
2. その他

以 上



総合取引所の創設に伴う 外務員資格試験制度の見直しについて

2019年9月24日
日本証券業協会

1. 本協会の今後の対応

基本的な方針(2014年11月の理事会で了承された特別委員会報告書に基づく方針)

新たに金融商品取引法の下で行われる商品デリバティブ取引の取次ぎについて、定款を改正して本協会の業務の対象にするとともに、それを専門に行う者につき、新たに「特定業務会員」として位置付ける。

また、特定業務会員は、本協会の自主規制機能のみに参画することとし、既存の協会員も含めて必要な自主規制の枠組みを整備する。

(新たな「特定業務会員」としての位置付け)

協会の種類	会員	特別会員	特定業務会員		今回対応
金商業登録	第一種金商業	登録金融機関業務	第一種金商業		
業者	証券会社	銀行等	株式投資型クラウドファンディング業者	電子取引基盤運営業者	商品デリバティブ取引の取次ぎ 専業業者
証券戦略	○	—	—	—	—
金融・証券教育	○	○	—	—	—
自主規制	○	○	○	○	○

(※)本資料において、「商品デリバティブ取引の取次ぎ」とは、総合取引所において取引される商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等(同取引の媒介、取次ぎ若しくは代理、又は同取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理)をいう。

2. 自主規制の枠組みの整備に係る具体的検討項目

① 行為規制・顧客管理体制の整備など

- ・ 取引開始基準の策定・遵守、注意喚起文書の交付・説明、確認書の徴求、節度ある利用など
- ※ 一部、特定業務会員の業務の特性等に照らした取扱いも検討する。

② 内部管理責任者の配置など

- ・ 営業責任者・内部管理責任者の配置・要件など
- ※ 一部、特定業務会員の業務の特性等に照らした取扱いも検討する。

③ 外務員等の資格

- ・ 会員、特別会員及び特定業務会員の外務員、営業責任者、内部管理責任者の資格要件など
- ・ 既存の商先業者の役職員のうち、商品先物取引に係る資格(商先協の資格)の有資格者については、一定の要件のもとに日証協の試験合格を要件としないなど経過措置を設けることも考えられる。

④ 分別管理

- ・ 商品デリバティブ取引に係る分別管理監査の在り方など

⑤ その他

- ・ 監査・モニタリング、研修、苦情・相談 など

(注)既存の商先業者に認められている経過措置(自己資本規制比率、委託者保護基金の利用と商先法基準での区分管理等)を投資者に周知することも検討する。

3. 外務員等の資格に係る検討の方向性①

● 外務員の資格要件(その1)

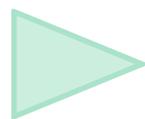
⇒ 既に本協会に会員等として加入している金商業者で、商品デリバティブ取引の取次ぎにも従事する役職員がいる場合には、本協会が付与する一種外務員資格、特別会員一種外務員資格を、商品デリバティブ取引の取次ぎを取り扱うための資格要件とし、これらの資格試験の対象範囲に商品デリバティブ取引の取次ぎが追加される以前の資格を保有する者については、当該取引等に関する一定の知識習得のための研修等(※)の受講修了を追加の資格要件とする方向で検討する。

(※) 本協会が指定する内容に沿った社内研修を実施することを想定。

<日証協の会員等の役職員>

試験範囲への
追加以後

一種外務員資格、
特別会員一種外
務員資格



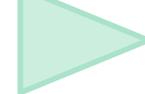
商品デリバティブ
取引の取次ぎにも
従事可能

試験範囲への
追加前

一種外務員資格、
特別会員一種外
務員資格



商品デリバティブ
取引に関する研修
等受講修了



商品デリバティブ
取引の取次ぎにも
従事可能

3. 外務員等の資格に係る検討の方向性②

● 外務員の資格要件(その2)

⇒ 商先法のもとで業務を行ってきた商先專業業者(特定業務会員)の役職員については、当分の間、

① 商品先物取引外務員資格の保有(※1)、及び

② 金商法や日証協規則等一定の知識習得のための研修等(※2)の受講修了をもって、商品デリバティブ取引の取次ぎを取り扱うための資格を付与する方向で検討する。(※3)

(※1) 商先法上の登録取消し又は職務停止、商先協規則上の二級不都合行為者の取扱い又は職務禁止措置を受け、外務行為が禁止されている期間中の者を除く。

(※2) 研修については、本協会が指定する内容の研修を、商先協と連携し、実施する予定。

(※3) 既に本協会に会員等として加入している金商業者で、商品デリバティブ取引の取次ぎのみに従事する役職員(一種・特別会員一種外務員資格の未取得者)がいる場合にも、同様の取扱いとする。

なお、本特例外務員資格を付与した者については、新たに外務員の登録を受けた日後180日以内に修了が義務付けられている資格更新研修の受講義務を免除する。

<商先專業業者(特定業務会員)の役職員>

商品先物取引外
務員資格



金商法や日証協
規則等に関する研
修等受講修了



商品デリバティブ
取引の取次ぎのみ
従事可能

3. 外務員等の資格に係る検討の方向性（参考）

現行外務員資格試験の比較(その1)

実施主体	日本証券業協会	日本商品先物取引協会
名称	一種外務員資格試験の例	外務員登録資格試験
試験方式	PC方式	PC方式
出題内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融商品取引法及び関係法令 ○ 金融商品の勧誘・販売に関する法律 ○ 協会定款・諸規則 ○ 取引所定款・諸規則 ○ 株式業務 ○ 債券業務 ○ 投資信託及び投資法人に関する業務 ○ 株式会社法概論 ○ 経済・金融・財政の常識 ○ 財務諸表と企業分析 ○ 証券税制 ○ セールス業務 ○ 付随業務 ○ 証券市場の基礎知識 ○ デリバティブ取引 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品先物市場論 ○ 商品先物取引法令・諸規程 ○ 商品先物取引業務の基礎知識 ○ 商品の基礎知識

3. 外務員等の資格に係る検討の方向性（参考）

現行外務員資格試験の比較(その2)

実施主体	日本証券業協会	日本商品先物取引協会
出題形式	○×方式及び五肢選択方式 (語句選択方式、計算問題)	○×方式及び選択方式
問題数	合計100問 (○×方式70問、五肢選択方式30問)	30問
受験時間	2時間40分	1時間30分
合否基準	440点満点の7割(308点)以上得点した者	300点満点の8割(240点)以上得点した者
実施日	原則として、毎営業日	原則として、毎日実施 (祝日及び年末年始を除く)
一般開放	あり	なし
外務員資格 更新研修	あり(5年ごと)	あり(6年ごと、外務員登録更新講習)

4. 内部管理責任者、営業責任者について

□ 内部管理責任者、営業責任者の任命、配置要件

⇒ 現在保有している資格等を活かせるように、

- ① 日証協又は商先協の内部管理責任者等の資格を保有、及び
- ② 以下のいずれかの要件を具備すること

をもって、本協会における商品デリバティブ取引の取次ぎに係る営業単位の内部管理責任者等として任命し、配置できるよう検討する予定。

＜以下のいずれか＞

日証協の内部管理責任者資格試験等の合格

又は



商先協が実施する内部管理責任者等資格研修の修了

商品デリバティブ取引が試験の出題範囲に追加された後の一種外務員資格、特別会員一種外務員資格

一種外務員資格、特別会員一種外務員資格 + 商品デリバティブ取引に関する研修受講修了

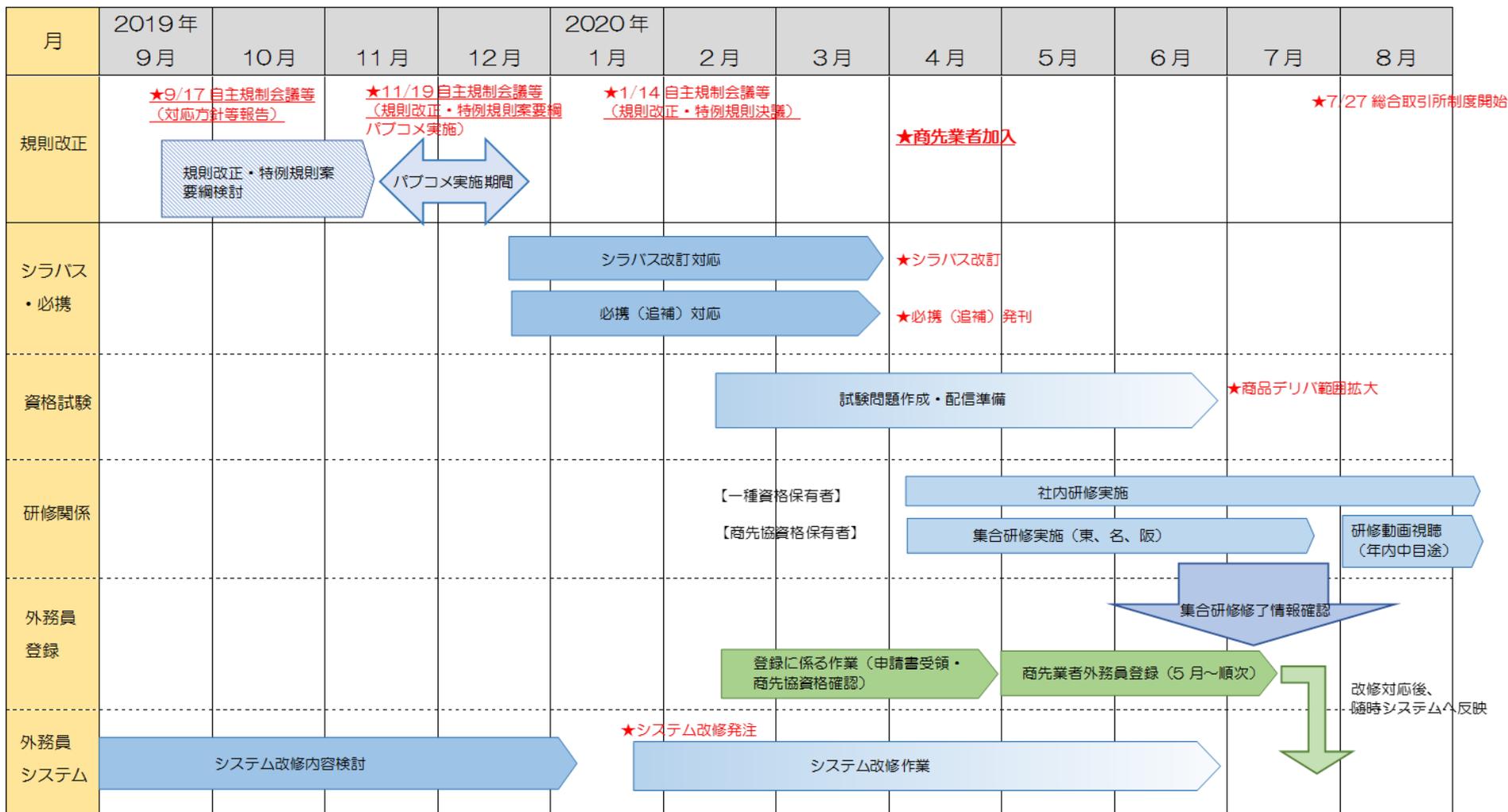
商品先物取引外務員資格 + 金商法や日証協規則等に関する研修等受講修了

商品デリバティブ取引の取次ぎに係る営業単位の配置可能

【参考】総合取引所関係スケジュール(資格管理関係)



令和元年9月24日現在



日証協（資）2019 第 32 号

2019 年 9 月 24 日

人事担当責任者 殿
特定業務会員人事担当者 殿
登録金融機関業務担当部長 殿

日本証券業協会
資格管理部長 横田 裕

**外務員資格試験における新入社員及び新卒内定者による
不正受験の未然防止に関する周知方依頼について**

協会員におかれては、平素より、外務員等資格試験（以下「試験」といいます。）において不正な手段を用いた受験（以下「不正受験」といいます。）が発生しないよう受験者に対して指導を行うなど、不正受験の未然防止に向けたご尽力をいただくとともに、試験制度の円滑な運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

他方で、不正受験は継続的に発生しており、その中には入社後間もない新入社員や新卒内定者（以下「新入社員等」といいます。）によるものも多く見受けられております。特に不正受験を行った者が新入社員等である場合には、所属協会員の担当者から、当該者がその後退職した、あるいは内定を辞退したとのお話を伺うことがあり、本協会としては、新入社員等の方々が、不正受験が就職活動により自ら切り開いた未来を閉じることになるかもしれないとの認識を十分に持って試験に臨んでいるのかを懸念しております。

ついては、協会員各位におかれては、これから受験を迎える新入社員等の方々に対し、別添のリーフレット「外務員等資格試験の受験に際してのご注意！」とともに、不正受験という一時の安易な行動がその後の人生に大きな影響を与える可能性があるということを改めてご周知いただき、引き続き不正受験の未然防止に取り組んでいただきますよう、宜しく願い申し上げます。

以 上

【関連協会員通知】

平成 29 年 1 月 26 日付け協会員通知「外務員等資格試験（外務員資格更新研修）における不正受験（受講）の未然防止の再徹底について」（日証協（資）28 第 45 号）

本件に関するお問い合わせ先：資格管理部（03-6665-6780）

外務員等資格試験の受験に際してのご注意！

※ 外務員資格更新研修の場合は試験・受験を研修・受講と読み替えてください。

1. 不正行為の禁止と措置について

(1) 次のような行為は不正行為に該当します。

① メモ類の持込みや身体等に情報を書き込んだ状態で試験会場へ入室すること

《例》

- ・試験に関する情報を書き込んだメモ類
- ・テキストや問題集、それらをコピーしたもの
- ・手の平や腕、その他へ書き込んだ試験に関する情報 等

※ 試験に関係ない情報であっても、メモ類の持込みや身体等への書き込みは不正行為となりますので御注意ください。

② 試験に必要なもの（受験番号票及び本人確認書類）以外のものを試験室内に持ち込むこと

《例》

- ・時計全般（腕時計等）
- ・携帯端末（スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末等）
- ・ペン等の筆記用具（試験会場備え付けのものを除く）
- ・手帳、名刺入れ等の携行品

※ 会場には施錠可能なロッカーが備え付けられています。試験に必要なもの（受験番号票及び本人確認書類）以外の物は、すべてロッカーに預けてください。

※ ハンカチ、ティッシュ、目薬等を持ち込みたい場合には、入場前に必ず試験会場スタッフに御相談ください。

③ 受験番号票や身体等へ情報を書き込むこと又はそれを試験室内から持ち出すこと

《例》

- ・手の平や腕など、身体への書き込み又はその持ち出し
- ・試験室内の備品への書き込み（ノートボード以外）又はその持ち出し

※ 試験に関係ない情報であっても、ノートボード以外の備品や身体等への書き込み又はそれを持ち出すことは不正行為となりますので御注意ください。

④ その他試験室内における次のような行為

《例》

- ・試験室内での私語
- ・他の座席を覗き見たりすること
- ・監督官に無断で試験室を入退室すること
- ・監督官の指示に従わないこと

(2) 不正行為を行った者は、当日の試験が不合格となるだけでなく、不正行為を行ったことが所属する会社や組織に通告され、受験者本人に対する調査と措置（1年以内の受験停止）が行われます。加えて、所属する会社や組織の名称が全ての協会員に対して1年間開示されます。

(3) 試験室は、監督官による巡回や監視カメラを通じたモニタリングが行われています。

2. 試験の開始前の留意事項について

・試験の開始前に受験上の諸注意の伝達があるため、試験会場には、必ず「確定集合時間」までに到着すること（「確定集合時間」までに来場していない場合、その事由を問わず、受験が認められません）

・本協会が指定した「本人確認書類」を持参すること

※ 「本人確認書類」に関しては「外務員等資格試験（更新研修）の受験に係る留意事項」を御参照ください。